

川重冷熱工業株式会社

滋賀工場 本店 Tel. (077)563-1111 <http://www.khi.co.jp/corp/kte/>

平成21年5月28日

各 位

会 社 名 川重冷熱工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大黒一豊
(JASDAQ コード番号 6414)
問 合 先 企画室長 吉栖正尚
T E L (077)563-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月開催予定の第38期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に関する決裁の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。

(2)また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。(変更案附則第1条及び第2条)

2. 変更案の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、5,600万株とする。 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第7条～第8条 (条文省略) (単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 <u>当社は、第6条第2項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第10条 (条文省略) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株士の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第50条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、5,600万株とする。 (削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株士の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第49条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>